

令和5年9月28日

木工房をご利用の皆様

札幌芸術の森クラフト工房

## (お知らせ) 木工房利用時の持ち込み物の置き帰りに関する 運用変更について

いつも木工房をご利用いただき、誠にありがとうございます。

木工房での作業のための持ち込み道具・部材・制作中の作品につきまして、従来は、私物の置き帰り（以下、「残置」という。）を承諾しておりました。

本件については、令和5年6月23日に開催した木工房利用者との意見交換会、また、意見交換会に向けた事前アンケートのご意見を踏まえ、持ち込み物をご自身で管理いただくのが基本であることから毎日お持ち帰りいただき、残置はできないという運用とさせていただきます。

但し、やむを得ない場合があることは十分想定し得ることから、木工房職員が認めた場合には、一定要件の下、残置対応の了承についても決定させていただきました。

本運用の改定は、意見交換会を経て、即時改善として口頭でのお知らせにより開始しておりましたが、改めて書面にてお知らせするとともに、やむを得ない場合の取り扱い及び残置の際の申請書（新様式）について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 持込物の残置について

既にお知らせしておりますとおり、木工房のご利用に際し、作業のための持ち込み物（道具・部材・制作中の作品）については都度お持ち帰りをお願いいたします。

特に作業において作品の接着・乾燥など時間を要する工程があ

る場合は、工房利用時間内に作業完了となるようなご計画にご理解とご協力をお願いいたします。

## 2 やむを得ない場合について

《やむを得ない場合》

- ① 安全確保のために残置対応に妥当性が認められる場合  
例) 降雪・降雨の天候状況や落雪や深雪、凍結により屋外持ち出しに危険が想定される場合
- ② 制作中の作品への配慮を要する場合  
例) 作品接着が十分でない場合や塗装が未乾燥で、作品の運搬時に破損や汚損が懸念される場合
- ③ 搬出入に配慮を要する場合  
例) 移動手段が徒歩や公共交通機関利用などにより、持ち運びできる量に限界がある場合

以上①～③に該当する場合は、次の要件に基づき残置を認めることといたしますので、予め木工房職員にご相談ください。

《残置を認める際の要件》

- ① 制作中の作品を残置する場合は作品のみを残置し、他の部材や道具については、安全性などの観点などに依らない場合は、都度持ち帰ること
- ② 昼区分利用者が翌日まで残置する場合は、当日の夜間区分と翌日の昼区分まで連続して残置対象となる利用区分の使用承認を受けること
- ③ 残置開始前までに残置申請書（様式別紙）を提出いただくこと

残置申請書運用開始日：令和5年9月28日

掲出期間：令和5年10月31日